

〔図表一覧〕

図

第4章	図1	ADRの位置付け	81
第5章	図1	現行金融法の体系	112
	図2	統合法制定後の金融法の体系	112
	図3	金融（投資）商品の分類	115
第6章	図1	金融管理体制	155
	図2	法律、法規、規章の段階	161
	図3	2006年度地域別市場シェアと支店数の比較	166
第11章	図1	債券市場の規模（1987年と2006年の比較）	273
	図2	FMUTMによるADRプロセス	285
第12章	図1	GDPに対する上場株好き時価総額の割合（2004年末）	291

表

要約	表1	アジア各国における行為規制等の状況	viii
第1章	表1	各国における行為規制の状況	12
第2章	表1	FSCSの補償限度	34
第4章	表1	「金融商品取引苦情相談窓口」での電話の割り振り先	103
	表2	認証紛争解決事業者一覧	104
第5章	表1	統合法の構成	113
	表2	金融投資業の機能別分類による金融業の全体像	117
第6章	表1	証券市場の概況	147
第7章	表1	苦情受付件数	192
第8章	表1	金融監督関連機関	196
	表2	株式市場の推移	198
	表3	金融取引における個人投資家保護に関する主な法規	199
	表4	金融取引における個人投資家保護に関する主な通達・決定	200
	表5	証券業に関する規定	203
第9章	表1	タイの資本市場の概況	216
	表2	ファンドの概要	217
	表3	証券業の営業許可（ライセンス）数	219
	表4	証券業営業許可タイプA～Dの業務内容	219
	表5	証券業の営業許可申請権者	220
	表6	顧客財産の保護・分別管理に関する証券会社の義務等	229
	表7	外務員の行為に関するルール	233
	表8	消費者保護法にもとづく契約の規制：消費者ローン業の事例	244

第 10 章 表 1	PSE の上場基準（一部及び二部）の概要	255
表 2	各省庁の管轄範囲	257
表 3	リスト A：憲法に基づき外国人による株式保有比率が制限される項目	259
表 4	リスト B：安全保障、社会秩序維持、中小企業保護などを 目的に制限される項目	259
表 5	投資促進法案の整備状況	267
第 11 章 表 1	株式市況	273
表 2	投資家保護基金の概要	280
表 3	Bursa Malaysia Bhd. グループの概要	282
第 12 章 表 1	株式時価総額、債券、銀行融資と GDP に対する割合（2002 年－2005 年）	291
表 2	中央証券保管機関における口座種別と株式保有（2004 年）	292
表 3	アジア数ヶ国における株式市場における個人投資家の推定数	292
表 4	国債および社債への投資家	294
表 5	投資信託（1996 年－2006 年）	295
第 13 章 表 1	主な登録証券取引関係機関数の推移	320
表 2	BSE と NSE の概要	321
表 3	NSE における仲裁の処理件数	335
表 4	BSE におけるタイプ別の苦情処理件数（2008 年 1 月中）	335
表 5	消費者紛争救済機関での処理件数と処理率	337